



Title	日本における類似難民の保護の課題と展望（結）：平等原則アプローチとEU Qualification Directiveの2011年改正からの示唆
Author(s)	神坂, 仁美
Citation	国際公共政策研究. 2015, 19(2), p. 37–53
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55429
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日本における類似難民の保護の課題と展望（結）

—平等原則アプローチとEU Qualification Directiveの2011年改正からの示唆—

Problems with, and Future Prospects for, Complementary Protection in Japan

An Insight from the Principle of the Non-Discrimination Approach and
the Revised 2011 EU Qualification Directive

神坂仁美 *

Hitomi KOSAKA *

Abstract

There is a strong trend of adopting “complementary protection” as part of refugee protection policies in the world. Japan also grants so-called “status of humanitarian consideration” to those who fall outside the refugee definition under the Refugee Convention. In this paper, however, the author will argue that there is still much room for improvement in the complementary protection in Japan. This part (3), based on the discussion on the Non-Discrimination Approach and the implications of the revision of the EU Qualification Directive, concludes that Japan must adopt a more advanced complementary protection policy to comply with the principle of non-discrimination.

キーワード：補完的保護、平等原則、人道配慮による特別在留許可

Keywords：complementary protection, principle of non-discrimination, Special permission to stay in Japan based on humanitarian grounds

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程修了生

第3章

2. 条約難民と類似難民の享受する権利・利益

前号にて触れたように¹⁾、日本の「人道配慮による在留特別許可」を与えられる者の中にも、ヨーロッパ指令や国際的な文脈で言うところの、難民と同様のニーズを有した「補完的保護」を必要とする者が含まれていると考えることができる。むしろ、現在の世界の情勢及び各地で発生する紛争に目を向ければ、条約難民の定義には当てはまらないが、国際条約により国籍国（無国籍者の場合は常居所を有していた国）へ送還することを禁じられており、条約難民と同様の保護を必要とする者が日本へも逃げてきているというのは、全く不思議なことではない。それでは、日本においても、McAdamの言うようなプロテクション・ギャップは存在するのであろうか。以下、いくつかの保護対象のカテゴリー²⁾の中から、問題となる条約難民の権利・利益と、人道配慮による在留特別許可を得た者の権利・利益とを概観し³⁾、日本におけるプロテクション・ギャップを明らかにする。

2.1 在留資格とそれに伴う権利・利益

1951年難民条約は、必ずしも難民の庇護国における居留（residence）を保障しているわけではない。しかし、難民の権利を、法的地位をなくして保障することは困難であり、条約上の難民の権利の多くが、法的な居住許可を与えることを通じて保障されているのが現状である（Arakaki 2008: 209）。日本において条約難民の認定を受けると、在留資格未取得外国人については、「定住者の在留資格の取得を許可」⁴⁾される（入管法61条の2の2）。定住者の資格をもつ条約難民は、5年以内に帰化申請をすることが可能であり、また、家族の呼び寄せを申請することもできる（UNHCR 2011: 37）。他方、人道配慮による在留特別許可を受けた者は、その約9割が「特定活動（designated activities）」の在留資格⁵⁾を与えられ、残りの約1割は条約難民と同様に「定住者」の在留資格を与えられている。特定活動の在留資格を持つ者には、条約難民とは違い、5年以内の帰化申請も、家族の呼び寄せの申請も、認められていない。条約難民も、人道配慮による在留特別許可も、その在留期間について法務大臣が指定するため、在留期間について具体的に何年間の差が生じるかは明確ではないが、その在留資格の違いにより、付随する権利としての帰化申請及び家族統合に関して、両者の間に差が生じている。

-
- 1) 前号「日本における類似難民の保護の課題と展望（2）」参照。UNHCR（2005a）によると、人道配慮による在留特別許可が付与される者の中には、「難民の基準は満たしていないものの、戦争や国内紛争など難民と同様にやむを得ない理由で出身国に帰ることができない」場合もふくまれ、国際的文脈及び欧洲連合における補完的保護と同様の要素を見出すことができる。
 - 2) 条約難民及び人道配慮による在留特別許可を得る者の他にも、難民認定申請者、第3国定住難民、インドシナ難民などが挙げられる。
 - 3) 両者の権利・利益の概要に関しては、補足資料表2を参照のこと。
 - 4) 法務省入国管理局（2012: 9）によると、「定住者」とは、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」を指す。該当する者として、第3国定住難民、日系3世、中国残留邦人等が挙げられ、法務大臣がそれぞれに指定する5年を超えない期間、在留が許可される（法務省入国管理局 2012: 9）。
 - 5) 特定活動の在留資格のもとでは、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」を行うことができるとされる（法務省入国管理局 2012: 9）。法務大臣がそれぞれに指定する5年を超えない期間の在留が許可される（法務省入国管理局 2012: 9）。

2. 2 就労

次に、就労については、条約難民と人道配慮による在留特別許可の者との間に若干の差が設けられている。1951年難民条約の17条から19条に規定されるように、難民には職業（「賃金が支払われる職業」、「自営業」、「自由業」）に従事する権利が認められている。さらに、難民事業本部（以下、RHQ）⁶⁾では、難民とその家族に特化し、後述の定住支援プログラムの一部として職業相談及び就職あっせんのサービスも提供している（UNHCR 2011: 37; RHQ 2008）。他方、人道配慮による在留特別許可を得た者は、就労許可を与えられるが、難民と同様の就職支援（就職先や職場適応訓練のあっせん）など、彼らに特化したサービスについては、公式なサポートはない（UNHCR 2011: 37; RHQ 2008）。

2. 3 生活保護

さらに、現在日本の難民分野で最も議論となっている問題のひとつが、生活保護（livelihood protection）の受給である。当初、生活保護の根拠とされる憲法25条⁷⁾（生存権）について、日本政府は、社会権を保障されるのは日本国籍を有するものだけであるという解釈をとっていた（Iwasawa 1998: 167）。事実、1950年の生活保護法（現行法）は、その対象を「生活に困窮するすべての国民」に限定している（1条）。しかし、実際の運用においては、日本人のみならず、外国人に対しても生活保護が支給されていた事実が早くから見られる。1954年5月8日付社初第382号厚生省社会局長通知では、外国人に対する生活保護の受給に関して、「一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準」ずるとされた（Iwasawa 1998: 168; 全国難民弁護団連絡会議⁸⁾ 2010b）。また、韓国と台湾との平和条約の施行のため、1990年の口頭指示により、「保護の準用の対象外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する者」とされた⁹⁾（Iwasawa 1998: 169; 全国難民弁護団連絡会議 2010b）。不法滞在者及び学生などの短期滞在者は、生活保護の受給対象から外されている¹⁰⁾（Iwasawa 1998: 196）。

このように、実行においては、長期間合法に日本に滞在する者に対しては生活保護の受給を認めているように思われる。しかし、滞在期間の見込みにおいては難民と同様の状況にある類似難民を含む人道配慮による在留特別許可の者にとって、生活保護の受給は困難な状況となっている¹¹⁾。

6) 外務省・文化庁・厚生労働省から委託を受け、第3国定住難民、条約難民、及びインドシナ難民の定住促進を目的とした難民支援に関わる事業を行っている（RHQ 2008）。

7) 「①すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」（憲法25条【生存権、国の社会的使命】）

8) 全国難民弁護団連絡会議（Japan Lawyers Network for Refugees; JLNR）は、日本における難民保護のあらゆる問題に、弁護士がより一丸となって取り組もうという潮流の中で、1997年に設立された（全国難民弁護団連絡会議 2010a）。

9) 日本の難民条約加入により、ほとんどの社会保障分野において国籍条項が削除された。しかし、生活保護に関しては、難民条約を批准した時点で、行政措置によりすでに外国人にも「準用」という形式でその適用範囲が拡大されている実行があったという理由で、法改正は見送られ、生活保護法の国籍条項は削除されなかった（第94回国会衆議院法務委員会外務委員会社会労働委員会連合審査会議録第1号: 3; 古賀 1997: 124）。

10) 社会権規約9条を根拠に、日本に短期滞在をしている外国人に対し生活保護を与えないことが条約違反であると訴える裁判例がいくつかあるが、日本の判例では、認められていない。

11) 類似難民の生活保護受給が困難である現状を示す出来事として、たとえば、全国難民弁護団連絡会議は、2010年4月に、人道配慮による在留特別許可を有する者にも生活保護の受給資格を与えるよう、申し入れをしている（全国難民弁護団連絡会議 2010b）。

1990年の口頭指示で、その対象の例として、「①入管法別表第2の在留資格を有する者（永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者）」、「②『日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法』上の特別永住者」、「③入管法上の認定難民」が挙げられた（全国難民弁護団連絡会議 2010b）。したがって、条約難民はもちろん、人道配慮により日本に居留が許された者の中で定住者の資格を受ける者（上述の約1割）も、生活保護受給資格を有するということになる。しかし、人道配慮という同じ状況下で特定活動の資格を持つ者（約9割）に関しては、1990年の段階では触れられていなかった¹²⁾（全国難民弁護団連絡会議 2010b）。その後、2009年に、「改定された『生活保護法別冊問題集』（厚生労働省社会・援護局保護課制作）の『問13-32』『なお書き』において、新たに『入管法別表第1の5の特定活動の在留資格を有する者のうち日本国内での活動に制限を受けないもの等の上記の①、②及び③以外の者について疑義がある場合には、厚生労働省に照会されたい。』との説明が付加」された（全国難民弁護団連絡会議 2010b）。ところが、実際の運用においては、生活保護を受け付ける市町村側によって、特別活動の資格を持つ者は生活保護を受給できないという認識がなされており、照会もなされないという状況が生じている。したがって、生活保護においても、条約難民は受給でき、人道配慮による在留特別許可の者は受給が困難であるという意味で、取扱いに差異が実行上生じている。

2.4 その他の社会権分野

医療及び教育の分野においては、難民と人道配慮による在留特別許可の者の取扱に特に差異は設けられていない。どちらも国民健康保険（National Health Insurance; NHI）その他の社会保険の受給資格を持ち、社会保障を受けている場合には、医療扶助を受けることも可能である（UNHCR 2011: 37）。また、両者とも、教育に関する金銭的補助は受けられないが、公教育への無料アクセス（free access to public education）を有する（UNHCR 2011: 37）。社会保障については、1980年代前半の国際人権条約の批准及び難民条約への加盟を契機として¹³⁾、戦後補償に関連する立法及び生活保護法を除いては、国籍条項が削除され、外国人にも適用されるようになった（小畠 2006: 65; 小山 2006: 309）。

2.5 定住支援プログラム

統合（integration）に関わる分野においても、取扱い上の差異がいくつか見受けられる。条約難民及びその家族、並びに第3国定住難民は、外務省等から委託を受けたRHQが実施している定住支援プログラムを希望により半年間無料で受講することができる（RHQ 2008）。同プログラムでは、日本における統合を促進するための半年間無料の日本語教育、生活ガイダンス、就職支援といったサービスを受けることができる（RHQ 2008; UNHCR 2011: 37）。また、場合に応じて、半年間無

12) 但し、条約難民ではないが、人道上の理由で日本への居留が許される者の社会保障の享受に関しては、日本が国際人権諸条約及び難民条約に加入した際に既に議論されていた。例えば、第94回国会衆議院法務委員会議録第15号（1981年）の13頁を参照のこと。

13) 日本は、難民問題に関し国際協力を推進するという観点から、難民条約及び同議定書に留保することなく加入した結果、同条約24条1項(b)に基づき、社会保障分野において条約難民に対し「内国民待遇を実現」する義務を負った（第94回国会衆議院法務委員会議録第14号: 12）。

料で住居提供を受ける、または、自宅からプログラムへ参加する場合には、その交通費を受けることができる（RHQ 2008; UNHCR 2011: 37）。その他にも、必要に応じて生活費、医療費、プログラム終了時には定住費を支給される（RHQ 2008）。しかしながら、人道配慮による在留特別許可の者は、定住支援プログラムの受講資格を有しないため、これらのサービスを受けることができない。彼らの日本語支援やその他の統合支援は、NGOや、コミュニティーレベルの団体が行っているのが実情である。

3. 平等原則とプロテクション・ギャップ

以上のように、日本の難民保護制度では、その性質上、（1）在留資格及び家族統合の申請、（2）就職支援、住居補助、日本語教育、生活ガイダンス（海外では一般に統合プログラムと呼ばれることが多い）などを含む、定住支援プログラム受講資格の有無、（3）社会保障の一部をなす生活保護受給という3つの分野において、難民と類似難民との間に取扱いの差が生じている。本節では、まず、人権法の平等原則（日本国憲法14条、自由権規約26条、社会権規約2条2項）の性質及びその範囲について述べる。その後、3つの分野それぞれにおいて、条約難民と類似難民の異なる取扱いが、差別に該当するのか、検討する。

3.1 平等原則

第1に、日本国憲法14条1項は、「すべて国民は、法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定している。まず、その保障範囲について、明文で、規定の対象は「国民」とされている。しかし、その権利の性質から、国民以外の者にも適用されるものと解釈されてきた（Iwasawa 1998: 125-126）。「法の下」というのは、「法文を形式的・機械的に解釈すれば、法を執行し適用する行政権・司法権が国民を差別してはならない、という法適用の平等」だけではなく、「法そのものの内容」の定立も意味している（芦部 2007: 125）。すなわち、「法の内容に不平等な取扱いが定められていれば、いかにそれを平等に適用しても、平等の保障は実現され」ない（芦部 2007: 125）。また、さらに、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」の明記は、差別の根拠を限定するものではなく、あくまで例示しているものと解されている（芦部 2007: 129）。

次に、14条に言う「平等」とは、「各人の性別、能力、年齢、財産、職業、または人ととの特別な関係などの種々の事実的・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件のもとでは均等に取り扱うこと」を意味する（芦部 2007: 126）。したがって、すべての差異のある取扱いが差別に該当するのではなく、「法上取扱いに差異が設けられる事項（たとえば税、刑罰）と事実的・実質的な差異（たとえば貧富の差、犯人の性格）との関係が、社会通念から見て合理的である」ならば、当該取扱いの差異は憲法の平等原則には違反しないと解される（芦部 2007: 126）。合理性の判断は個々の事例によるため、一般的に基準を示すことは困難であるが、原則的には、①目的の合理性と②取られた手段と目的の間の均衡性の2つを満たしていく

るか否かに従って、問題となる権利の性質に基づき、ある取扱いが合理的なものか、不合理な差別であるのかが判断される（芦部 2007: 127）。権利の性質に基づき、精神的自由またはそれに関わる事項（たとえば選挙権）については、「立法目的が必要不可欠」であるか否かが問題となり、その他の問題に関しては、積極目的規制には「立法目的が正当」であるか否かが、消極目的規制には「立法目的が重要」であるか否かが問われる¹⁴⁾（芦部 2007: 127）。

第2に、日本がその締約国である社会権規約の2条2項における差別の禁止である。同条同項は、「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意见その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはほかの地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」と定める。日本の裁判所は、従来、2条1項の効果が同条2項にも及ぶため、2条2項についても、漸進的実現で足り、即時実施義務はないと解釈してきた（村上 2007: 283）。塩見訴訟最高裁判所判決¹⁵⁾は、9条が、日本における外国人もその範疇に含むとする一方、同条については「社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、右権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を促進すべき政治的責任を負うことを宣言したもの」であり、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない」とした（村上 2007: 283）。また、このことは2条1項から導き出すことができ、9条は「国籍条項を直ちに排斥する趣旨のものとはいえない」と判決した。当該判決は、「差別禁止も漸進的実現で足りるとする解釈に有力な根拠を与え」ており、「その後の裁判例では社会権規約一般、又は2条2項を含む個別規定の裁判規範性（本判決の用法では、自動執行性や直接適用可能性と同義である）を否定するもの」も多数存在する¹⁶⁾（村上 2007: 283）。

しかし、学説上、及び社会権規約人権委員会では、2条2項の差別禁止については、その即時実施義務が認められてきた。学説上、2条2項が即時実施義務であり、規約に定める権利に関して差別が存在するだけで規約違反であることに、ほとんど争いはない（小畠 2006: 67; 村上 2007: 283）。また、社会権規約人権委員会は、1990年の「一般的勧告3」にて、「規約は漸進的実現を規定し、利用可能な資源の制限による制約を認めるが、即時の効果をもつさまざまな義務をも課している」とし、「関連する権利が『差別なく行使される』ことを『保障することを約束する』こと」もその1つであるとしている（OHCHR 1990: n.pag.; 申 1996: 97）。さらに、規約の起草過程を見ても、「差別禁止を漸進的実現の義務と解されることを防ぐために、2条1項とは別の項に置かれた」という起草過程の経緯がある（小畠 2006: 24, 60, 67）。これらを鑑みても、日本の従来の判例のとる立場には限界がある。さらに、近年の裁判例により、従来の日本の裁判所の立場に若干の変化が見られる。村上（2007: 282-283）によると、大阪高判平成18年11月15日判例集未登載（平成17年（ネ）1986号）で、裁判所は、社会権規約の2条2項について、学説及び社会権規約人権委員会の解釈と

14) このような、精神的自由を制限する立法の違憲審査基準は、経済的自由を制限する立法の審査基準よりも厳格であるという説は、「二重の基準論」（double standard）の理論と呼ばれる（芦部 2007: 101-102）。

15) 最一小判平成元年3月2日判時1363号68頁。

16) 他方、自由権規約26条の平等原則に関しては、日本の裁判所もその裁判規範性を肯定している。

同様、「2項の規定は、ひとたび社会保障立法がされた場合は、その内容に差別があってはならないとする趣旨である」との解釈をした¹⁷⁾。

第3に、「法の前の平等・無差別」を定める自由権規約26条である。同規定は、以下のように定める。

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生または他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する（26条）。

26条の最大の特徴は、社会権規約の2条2項やヨーロッパ人権条約の14条のように、その適用範囲が同条約に規定されている権利の行使に限定されないことである。このことは、個人通報制度における*Broeks v. The Netherlands*事件¹⁸⁾や、自由権規約人権委員会の一般的意見（18）からもわかる（Pobjoy 2010: 203-205; 申 2011: 103）。当該事件では、「失業給付の受給資格における性差別のような社会保障立法上の差別にも26条が適用」された（申 2011: 103）。このような事案の蓄積に基づき（申2011: 103）、自由権規約人権委員会は一般的意見（18）において、以下のように26条を解釈している。

2条が差別から保護される権利の範囲を同規約に規定される権利に限定しているのに対し、 [...] 26条はそれ自体、独立の権利を規定するものである。公共機関が統制しかつ保護しているいかなる分野においても、26条は、法律上においても、事実上においても、差別することを禁止するものである。それ故に、締約各国に課せられた立法上並びにその適用上の義務は本規約第26条に関わるものである。したがって、ある締約国によって立法が行われた場合には、その立法はその内容に差別があつてはならないという、本規約第26条の要請に合致しなければならない。言い換えると、本規約26条に規定されている差別禁止の原則が適用されるのは、本規約上に定められた権利に限定されないということである（HRC 1989: para.12、筆者訳）。

したがって、差別禁止の対象とされる「法」は、市民的及び政治的権利に限らず、社会権や締約国の国内法も含まれると解することができる。また、当該一般的意見にも見られるように、憲法14条と同様、自由権規約26条も、法律の適用における差別だけではなく、立法の際の法の内容における差別も禁止していると解釈される¹⁹⁾（Hathaway 2005: 126-127; Nowak 2005, cited in Pobjoy 2010: 205）。

17) この判決が維持されるか否かは定かではないが、2条2項に関して「妥当な解釈を示した」点は評価に値する（村上 2007: 283）。

18) *Broeks v. The Netherlands*, Comm No. 172/1984, U.N. Doc. CCPR/C/29/D/172/1984 (9 April 1987).

19) 但し、立法における差別も26条の禁止する差別に含まれるという立場が、普遍的に受け入れられているわけではない（Pobjoy 2010: 脚注174）。

何が国際人権規約上禁止される「差別」に該当するかについての基準は、人権の不可分性の見地から、自由権か社会権を問わず、同一であると考えられる（小山 2006: 323）。その基準は、すなわち①目的の正当性及び、②目的と手段との間の均衡性（比例関係）である（Pobjoy 2010: 207-209; 小山 2006: 323-324; 申 2011: 109）。自由権規約人権委員会は、一般的意見（18）において、差異のある取扱いがすべて差別に該当するのではなく、そのような差異を設ける基準が「合理的且つ客観的」であり、取扱いに差異を設けることが「正当な目的を達成する」ためであるならば、差別には該当しないとしている（HRC 1989: para.13）。さらに、日本における判例でも、「これらの規約の定める平等原則も憲法14条と同趣旨のものであり、合理的な理由のない差別を禁止する趣旨のものである」としており²⁰⁾（西海 2001: 112）、基本的に以上3つの平等原則の差別の認定基準は、①目的の正当性と②目的と取られた手段の均衡性を見る点においては、同趣旨のものであると捉えることができる²¹⁾。

3. 2 平等原則とプロテクション・ギャップ

3. 2. 1 在留資格

それでは、3つのプロテクション・ギャップは、それぞれ平等原則に反するのであろうか。第1に、ノン・ルフルマン原則により国籍国へ送還されないことが、自動的に日本に滞在する権利を保障するというわけでは決してない。国際慣習法上、外国人の出入国管理に関しては、国家の対外的な主権原理に基づき、国家にその統制権が与えられている（水上ほか 2006: 148; Hathaway 2005: 301）。難民条約でも、難民に対し締約国が保障を義務付けられている権利は具体的に示されているが、滞在許可については、その年数及び形式について、何ら締約国に義務は課されていない。人道配慮による在留特別許可についても、与えるか否か、何年間の在留許可を与えるかは、国家である日本の裁量に委ねられている。

さらに、平等原則アプローチに基づき在留資格において差別が存在するのか否かを判断するに必要な情報が、日本の難民保護においては明らかにされていない。前述のように、具体的にどのような状況にある者が、どのくらいの期間の在留特別許可を与えられているのか等の具体的な事例は非公開である。類似難民の具体的な事例が明らかにされていない以上、同様の状況におかれられた者で、条約難民と類似難民との間で、どのような取扱いの差が生じているのかを検討することは困難である。したがって、具体的な事例を欠く限り、在留資格等において、実際に平等原則に反する差別的な取扱いが生じているのかを検討することは不可能である。

3. 2. 2 定住支援プログラムの受講資格

定住支援プログラムの受講資格に関して平等原則からアプローチする際の最大の「壁」が、当該問題が、平等原則のいう「法」の範疇にあるのか否かである。まず、定住支援プログラム自体が、

20) 大阪地判平成7年10月11日判例集未登載（平成3年（ウ）7号）。

21) ただし、「二重の基準論」に関して説明したように、同論理では、精神的自由に対する制限に関して、経済的自由に対する制限よりもより厳格に審査をする。

法的義務に基づいているか否かである。同プログラムは、内閣官房内の難民対策連絡調整会議²²⁾の閣議了解をその根拠としている²³⁾。閣議了解とは、内閣の意思決定方法のひとつで、「本来ならば主任大臣の先決事項であるが、ほかの閣僚の了解を得ておくことが行政各部の連絡上、統一上好ましい案件その他比較的軽微な案件」について意思決定をする際に用いられることが多く²⁴⁾、それ自身、法的拘束力を有しない。また、1951年難民条約においても、同プログラムのような、難民の統合を助ける支援をするところまでは、締約国に法的には義務付けられていない。難民条約は34条で、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする（The Contracting States shall as far as possible facilitate the assimilation and naturalization of refugees）」と定めている。これは、規定の言葉づかいからもうかがい知れるように、法的に拘束力を有するというよりも、より「原則（principle）」としての性質を有する規定であり、「結果の義務（obligation of result）」ではない（Hathaway 2005: 982-983, 987）。さらに、34条違反となるのは、条約難民の市民権へのアクセスを不当に妨げているような、「極端な事例（extreme cases）」に限られる（Hathaway 2005: 989）。したがって、日本における定住支援プログラム自体は、法的義務に基づくものではない。

しかし、たとえ定住支援プログラムそれ自体は法律に基づいていなくとも、当該問題が「法」の射程の範囲にあるという議論は可能である。国家の行政組織の中核をなす内閣の下す決定のひとつ的形式である閣議了解は、すなわち、内閣のとる行政活動のひとつである。すべての行政活動は、憲法に定められる基本原理に服さなければならない（池村・高橋 2007: 13; 原田 2012: 29）。日本国憲法上、その基本原理には、国民主権、基本的人権の尊重、及び平和主義があり、「法の下の平等」は、基本的人権の射程にある。すなわち、国家機関である内閣が下す決定は、それ自体に法的拘束力があるか否かにかかわらず、憲法上の平等原則に拘束され、不合理な差異ある取扱いは、その意味で平等原則に反することができる²⁵⁾。

それでは、閣議了解に基づく定住支援プログラムの受講資格の決定が、「法」の範疇に入るとした場合、条約難民には当該資格を与え、類似難民には与えないことが、平等原則の下での差別に該当するか。同プログラムの目的は、その名称、並びに、日本語教育、生活ガイダンス、及び就職支援といったその内容から、難民の日本における定住を促進・補助することにある。確かに、

22) インドシナ難民に対する定住支援に加え、条約難民に対する同様の支援の必要性から、インドシナ難民対策連絡調整会議を改組し設置された会議を指す（内閣官房 2013）。設置以来、難民支援に関する省庁間で難民を取り巻く様々な事項について議論し、政府として取るべき対応を検討している（内閣官房 2013）。

23) 条約難民については、「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者の支援に関する当面の具体的措置等について」において（2002年）、条約難民の家族については、「平成18年度からの国際救援センターの後継難民定住支援施設及び同施設において実施する難民定住支援プログラムの概要」（2006年）において、さらに、第3回国定住難民については、「第三回国定住による難民の受け入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」（2008年）において、その定住プログラムの受講が確認された（内閣官房 2013）。

24) 高辻ほか編『法令用語辞典〔第7次改訂版〕』（学陽書店、1996年）の83頁を参照のこと。

25) ただし、たとえ当該閣議了解に基づく措置が平等原則に反するものであるとしても、実際に国家の法的責任を問うことは困難である可能性が高い。それは、社会保障についての検討において述べたように、国家が政策上行っていることに関しては、裁量権の範囲が非常に広くとらえられているからである。したがって、実際には、例えば国家賠償を求めるといった形での法的責任を問うのではなく、不合理な取扱いに対し、政治的、または道義的責任を問うにとどまらざるを得ないであろう。

Hathaway (2010) が言うように、条約難民は単にノン・ルフルマン原則により送還が禁止されている者ではなく、5つの理由のいずれかに基づく差別という特殊性を持ち、類似難民とは異なるという議論はある。しかし、同プログラムに限って言えば、その目的は定住を支援することであり、ヨーロッパにおける実行においても検討したように（第2章）、両者の間に庇護国に滞在する期間において、一般的に差異を見出すことはできない。むしろ、条約難民であっても、条約上の停止条項があるように、庇護の理由となる生命・身体への危険がなくなれば、国籍国（無国籍者の場合は常居所を有していた国）への帰還が可能である。つまり、たとえ条約難民の特殊性を考慮したとしても、定住支援という分野について言えば、類似難民と条約難民との間に差異を設けるような合理的理由があるとは考えられない。さらに、ヨーロッパにおける国家実行に鑑みても、統合プログラムにおいて差異を設ける必要性を見出すことは困難である。したがって、定住という目的に鑑みれば両者は同様の状況にあり、差異のある取扱いをすることに合理的目的があるとは考え難く、平等原則に反する取扱いであると考えられる。

3. 2. 3 生活保護の受給

最後に、社会権の分野である生活保護の受給におけるプロテクション・ギャップについて検討する。まず、日本国憲法14条1項の「法の下の平等」に関して、日本の裁判所は、国籍による異なる取扱いが、「生存権にかかる施策についての立法裁量のうちに盛り込まれている」ものと解釈し、「社会立法における異別の取扱いについての『合理性』を擬制」している（小畠 2006: 66; 小山 2006: 318-319）。すなわち、「事実上異別の取扱いにつき積極的に『合理性』があると認定できなくとも『合理性を否定することができ』ないとして、『合理性』があると同視」されるため、憲法上の平等原則には違反しないと解されている（小山 2006: 318）。しかしながら、生存権のような、そもそもその権利の内容が一義的に定まらず、立法府の裁量に委ねられる分野にこそ、14条の平等原則による統制が必要なのである、「生存権の実現にかかる立法裁量により同時に平等原則も満たすというのは、転倒した論理」である（小畠 2006: 66）。

仮に憲法14条の平等原則からのアプローチが困難であるとしても、問題となっている取扱いの差異が、国際人権規約の平等原則に違反するかを検討するアプローチは可能である。社会権規約の2条2項について、問題の生活保護における条約難民と類似難民という2種類の外国人間の取扱いの差異が、同規約に規定される権利、すなわち9条（社会福祉）の権利の行使との関係で、2条2項で禁止される差別に当たるか。まず、生活保護の性質及びその目的に着目してみよう。生活保護の法目的は、第1に、「生活困窮者に対して『その最低限の生活を保障する』こと」である（古賀 1997: 115; 生活保護法1条）。実際には、「厚生大臣の定める保護基準によって測定された要保護者の需要」に基づき、「本人の自助努力によつても満たされない不足分を補うことによって達成」され、すなわち、「不足分が多ければ多い程、『必要な保護』の程度も高くなる」（古賀 1997: 116）。第2の法目的は、受給者の「自立を助長すること」である（古賀 1997: 117; 生活保護法1条）。法の規定上は「すべての国民に対し」とあるが、前述のように、通達による行政措置という形式で、生活

困窮外国人についても、一部生活保護法を準用する形で生活保護の受給資格を与えていた。

それでは、このような性質をもつ生活保護について、条約難民と類似難民との間で異なる取扱いをすることが、差別に該当するか。異なる取扱いが差別に該当するのは、「客観的又は合理的な正当化事由」が存在せず、使用された手段と追求される目的の間に合理的均衡性が存在しない場合である（小畠 2006: 67; 小山 2006: 323-325）。定住支援プログラムに関しても述べたように、確かに、条約難民には5つの理由のいずれかに基づく差別という特殊な要素があるため、類似難民とはその性質を異にするという議論は否めない。しかし、第2章において、欧州連合の2004年指令が2011年に改正された背景でも論じたように、庇護国への滞在期間に関する限り言えば、条約難民の方が補完的保護受益者よりも一様に長く滞在することはできない。むしろ、難民条約にも停止条項が設けられており、難民が庇護国に定住するという前提は、実際には存在しない。特に、人道配慮による在留特別許可が付与される者に含まれるとされる「難民の基準は満たしていないものの、戦争や国内紛争など難民と同様にやむを得ない理由で出身国に帰ることができない」者（UNHCR 2005a: 5）、すなわち、類似難民に該当する者に関しては、現在外国人への準用により生活保護の受給資格を持つ条約難民や在日外国人などの定住者と同様に、国籍国からの保護を受けることができず、日本に生活基盤を持っているという点で、両者は同様の状況に置かれているということができる。古賀（1997）も、日本に滞在する外国人の社会保障について、次のように述べている。

社会保障の適用に関しては、その者が当該国家の領域内に居住し、共同体の一員として生活しているという社会的事実こそが重要なのであって、共同体の一員として生活しているにもかかわらず外国人であるからという理由だけで共同体共通の利益から排除することは不当であるとされる。したがって、国籍のみを理由として、我が国に居住し生活している外国人に保護請求権を認めないと考える考え方には、早急に改める必要があるであろう（古賀 1997: 125）。

さらに、既述のヨーロッパ人権裁判所による*Niedzwiecki v Germany*判決及び*Okpisz v Germany*判決からも、問題となっているプロテクション・ギャップの違法性が示唆される。それは、ヨーロッパ人権裁判所も、何が「差別」に該当するかに関して、国際人権規約における平等原則と同様の基準を有しており²⁶⁾、当該2つの事例において、滞在許可の違いにより、社会保障分野である子供手当（child benefit）の給付において異なる取扱いをしたこと、合理性を見出すことはできないと判決したからである。したがって、条約難民と類似難民との間に、生活保護において取扱いの差を設けることに合理的正当事由は見られず、禁止される差別に該当すると見えよう²⁷⁾。また、自由

26) ヨーロッパ人権裁判所は、ベルギー言語事件判決（*Belgian Linguistic Case* Judgment）App No. 1474/62; 1677/62; 1691/62; 1769/63; 1994/63; 2126/64 (23 July 1968)において、差別の認定基準として①認定事実における異なる取扱いの存在、②目的の正当性の有無、及び③手段と目的との間の合理的比例関係の3点を示した（戸波ほか 2008: 477）。

27) 但し、Pobjoyも平等原則アプローチの限界として言及していたように、合理性の基準については一般的な基準が存在せず、個々の事例による（2010: 226）。前述のように、「人道配慮による在留特別許可」を得た者の詳細は全く明らかになっておらず、具体的な事例に基づき判断することができない。したがって、ここでは、平等原則に違反する可能性があるということでとどめたい。

権規約26条に関しても、「法」の範囲が同規約上の権利の行使に限られないため、社会権規約の9条との関係で²⁸⁾、同様の結論を導き出すことができる。

4. ヨーロッパにおける補完的保護からの政策的示唆

ここまで、日本における類似難民の保護を明らかにし、平等原則アプローチによりその法的問題点を指摘した。しかし、法的側面のみからの検討では、日本における類似難民の保護の議論には不十分である。すなわち、必ずしも平等原則のみで結論付けられない分野（たとえば、在留資格における差異の問題）に対処し、また、実際の制度として難民保護を行う上で、政策的観点からの検討が必要である。それでは、制度としての類似難民の保護の展望はどのようなものであろうか。本節では、類似難民の置かれた状況を考慮し、人道配慮による在留特別許可の者を類似難民とそうでない者とにわけ、類似難民に対し条約難民により近い保護を提供する制度を構築するべきであると議論する。そして、ヨーロッパにおいて補完的保護の受益者と条約難民との地位の单一化を目指されるように、長期的には、類似難民と条約難民とを同様に取り扱う制度へ前進していくことが期待されると述べる。

4.1. 類似難民の存在を明確にした難民保護制度

ここまで議論からも明らかであるように、日本における類似難民の保護には、いくつかの問題及び課題が存在する。まず、難民保護行政全般にも言えることであるが、特に類似難民の保護について、不明確で曖昧な点が多いことである。これは、たとえば、難民認定手続きの中で人道配慮による在留特別許可を得た者に関する情報が公開されていないことにも現れている。現在の世界情勢、及び、ヨーロッパやその他諸外国における補完的保護制度による保護数等を考慮すれば、日本にも、類似難民が存在すると考えることができる。他方、日本は未だに、条約難民と、そうではないが日本に滞在を認める者、という分類に固執している。まずは、条約難民と同様の状況にされている類似難民について、その数や実態を制度上明らかにし、対応していく必要があると考えられる。

次に、前節で検討したように、プロテクション・ギャップの平等原則抵触の可能性という問題である。少なくとも、定住支援プログラムの受給資格と生活保護の受給という点においては、条約難民と類似難民との間に取扱いの差異を設ける合理的理由を見出すことは困難であると述べた。したがって、今後、平等原則に抵触するこれら2つの要素の早急な是正が求められる。

これらの課題を受け、従来の条約難民と人道配慮による在留特別許可の者といふいわば「2層構造」から、類似難民を明確化した、条約難民、類似難民、及びその他の人道配慮による在留特別許可の者により構成される「3層構造」として、難民保護制度を捉えていく必要があると考える。このような制度の導入には、主に2つの理由がある。まず、類似難民というカテゴリーを設けるこ

28) さらに、外国人の生活保護申請に関する福岡高判平成23年11月15日判例集未登載（平成22年（コ）38号）において、一定の範囲において、外国人であっても生活保護を受けることができる地位が法的に保護されるようになったことが、外国人に対する生活保護受給の歴史とその背景に基づき判決されている。

とにより、類似難民の保護だけではなく、難民保護行政自体の不明確さ、あいまいさが改善される、ということである。さらに、類似難民というカテゴリーを挿入し、類似難民に提供されるべき難民と同様の保護を提供することで、国際法基準、すなわち平等原則に見合う保護ができることがある。後者については、それならば、ヨーロッパが目指すように、条約難民と類似難民の保護を統一化し、「統一の地位（uniform status）」を与えればよいのではないかという議論も可能である。しかし、決して先進的とは言えない日本の難民行政に、突然、全く同一の保護を類似難民にも提供せよとするることは、現実的とは言い難い。そこで、政策的示唆として、まず、類似難民を条約難民に準ずるようなカテゴリーとして明確化し、平等原則に基づき是正が必要な分野における保護を改善する。そして、より望ましい在り方として、中・長期的には、統一化された難民保護制度を導入することが、より現実的であると考えられる²⁹⁾。

5. 小括

本章では、第1章の補完的保護の法的議論及び第2章の欧州連合における補完的保護の制度の検討に基づき、日本の類似難民の保護の課題と展望を示した。第1に、日本における条約難民と類似難民との間のプロテクション・ギャップの存在を示し、Pobjoyの平等原則アプローチを用い、また、欧州連合における指令の2011年改正の背景の分析から得られる示唆に基づき、それぞれの分野についてその合法性を検討した。その結果、少なくとも、定住支援プログラムの受講資格の有無、及び生活保護の受給資格の有無について、平等原則違反が見られると議論した。第2に、ヨーロッパにおける補完的保護からの示唆として、日本の難民保護制度に、類似難民という枠を設け、徐々に条約難民と同様の保護をしていくべきであると示唆した。

結論

本稿では、日本の類似難民の保護制度は国際人権法上の平等原則に反する要素が存在し、政策的観点からも、多くの改善点があり、是正するべきであると議論した。第1章では、法的観点から日本の類似難民の保護の制度への示唆をするために、補完的保護、特にプロテクション・ギャップに関する学術的議論を紹介した。中でも、平等原則に基づき、プロテクション・ギャップの違法性を問うPobjoyのアプローチを紹介した。Pobjoyの平等原則アプローチが、法的にプロテクション・ギャップを是正すべきであるという主張をするのに最も適していると評価し、日本への応用の可能性を示した。

第2章では、補完的保護の制度を有し、且つ近年の改正によりプロテクション・ギャップが緩和されたヨーロッパの制度を紹介、及びその改正の背景を分析した。まず、2004年指令の時点で加盟

29) 図2（欧州連合27か国における難民等の国際的保護制度、日本における難民保護の現状及びその展望）を参照のこと。

国に設けることが許容されていた、プロテクション・ギャップについて、指令の内容に基づき紹介した。次に、2011年指令における改正内容を紹介し、条約難民の権利・利益と補完的保護受益者の権利・利益が近似化されたことを示した。さらに、改正の背景として、以下の3点を明らかにした。すなわち、①ヨーロッパ共通庇護政策という、ヨーロッパ内での難民保護の協調の動き、及びそれによる「2次的移動」の回避、②実行から、条約難民と類似難民の間に区別を設ける理由が見出されなかつたこと、及び、実際に区別を設けている国が多くなかつたこと、並びに、③保護の在り方が国際的人権基準を満たしていないという懸念があつたことである。

第3章では、日本における難民保護、特に、類似難民の保護の現状を紹介及びその問題点を指摘した。第1に、条約難民と、類似難民が含まれるであろう「人道配慮による在留特別許可」を得た者との間に見られる権利・利益の差、すなわちプロテクション・ギャップを示した。第2に、Pobjoyの平等原則アプローチに基づき、これらのプロテクション・ギャップについてそれぞれ、平等原則に抵触するか否かを検討した。結果、少なくとも定住支援プログラムの受講資格、及び生活保護の受給資格に関しては、プロテクション・ギャップが平等原則に抵触することが明らかになった。第3に、政策的示唆として、プロテクション・ギャップと平等原則の関係の議論と、第2章で取り上げた欧州連合における補完的保護の制度からの政策的示唆の可能性とに基づき、日本における類似難民の保護の展望を示した。日本における類似難民保護の展望として、まず、類似難民の存在を明らかにし、条約難民と人道配慮による在留特別許可の者との間に、新たに類似難民のカテゴリーを設ける3層構造の早期の採用の必要性を提案した。次に、ヨーロッパにおける単一的地位への動きを念頭に、条約難民と類似難民の置かれた状況の類似性に着目し、徐々に3層構造から、条約難民及び類似難民と、その他の人道配慮による在留特別許可の者の2層構造に近づけていくことが望ましいと提案した。

世界には、十分な保護を受けられていない難民が数多く存在する。先進国へたどり着くのは、総数のほんのひと握りに過ぎない。そのひと握りの保護を必要とする者を受け入れる国の中で、先進工業国である日本は、その意味では決して難民保護の先進国とは言えない。本稿で取り上げた「類似難民」の保護は、日本の目の前に立ちはだかる課題の一部である。一つ一つの課題に取り組んでいく上で、他国・他地域の政策や学術的議論を参照するだけでは十分ではない。特に、各国が政策的に実施している部分に関しては、今後、日本が難民保護の分野においてどのような国を目指していくのかということも、その展望を左右している。本稿での類似難民保護に関する議論を通じ、日本が「難民」をどのように捉えるのか、また、「難民」にとってどのような国でありたいかについて考えるきっかけを提供できることを切望し、結論とする。

補足資料

表2 条約難民の者の権利・利益の違い³⁰⁾

	人道地位	条約難民
滞在許可	特定活動（Designated Activities）の地位を与えられる者が約90%、定住者（Long-Term Resident）資格を与えられる者が約10%	定住者資格（5年後に帰化申請が可能） → 家族の呼び寄せの申請が可能
就労	就労許可○	就労許可○+RHQによる職業支援（定住支援プログラム）
生計 (subsistence)	地方自治体に申請可能	6ヶ月間のRHQによる補助（定住支援プログラム） 生活保護受給資格○
医療	国民健康保険（National Health Insurance; NHI）または社会保険（Social insurance）の受給資格○+社会保障を受給している場合は、医療扶助を受ける資格○	
住居	公的補助を受ける資格○	6ヶ月間住居無料 ³¹⁾ 公的補助を受ける資格○
言語	×	6ヶ月間RHQのコース無料一定住支援プログラムの一部
教育	公的教育へのアクセス無料。ただし、金銭的補助なし。	
統合プログラム	×	生活ガイダンス（定住支援プログラム）

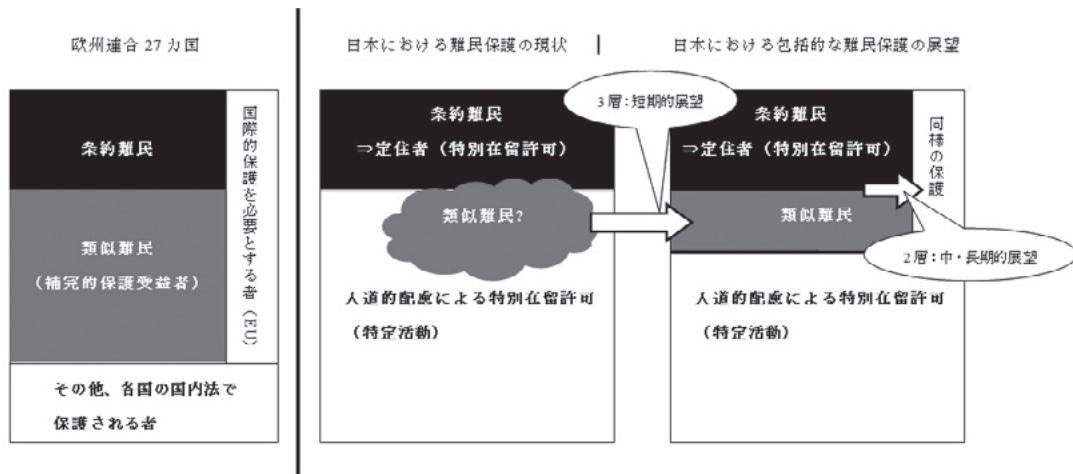


図2 欧州連合27ヶ国における難民等の国際的保護制度、
 日本における難民保護の現状、及びその展望（筆者作成）

30) UNHCR (2011: 37)、RHQのホームページ、及びRHQへの電話での問い合わせから得られた情報をもとに、筆者が日本語訳及び加筆をした。

31) 通学が困難な定住支援プログラム受講者を対象に、宿泊施設を無料で最大半年間提供している（RHQ 2008）。また、自宅から通学して定住支援プログラムを受講する者には、無料宿泊施設の代わりに交通費が支給される（RHQ 2008）。

参考文献

- 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第4版〕』岩波書店、2007年。
- Arakaki, Osamu. 2008. *Refugee Law and Practice in Japan*. Hampshire: Ashgate.
- 第94回国会衆議院法務委員会議録第1、14、15号。
- 原田尚彦『行政法要論〔全訂第7版（補訂2版）〕』学陽書房、2012年。
- Hathaway, James C. 2005. *The Rights of Refugees under International Law*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hathaway, James C. 2010. 'Leveraging Asylum'. *Texas International Law Journal* 45(3): 503-536.
- 法務省入国管理局『出入国管理のしおり』2012年。
- 池村正道・高橋雅夫『概説行政法』学陽書房、2007年。
- Iwasawa, Yuji. 1998. *International Law, Human Rights, and Japanese Law: The Impact of International Law on Japanese Law*. Oxford: Oxford University Press.
- 古賀昭典編『新版現代公的扶助法論』法律文化社、1997年。
- 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）『日本で難民としての保護を求める方へ』2005a年、URL: http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/info_seekres_j.pdf (2013年5月9日最終アクセス)。
- 小山千蔭「社会権立法と国籍条項」芦田健太郎・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹『国際人権法と憲法』信山社、2006年。
- 水上千之・畠博行編『国際人権法概論〔第4版〕』有信堂、2006年。
- 村上正直「社会権規約と自由権規約の平等条項の裁判規範性」『ジュリスト』No.1332、有斐閣、2007年。
- 内閣官房「難民対策連絡調整会議」2013年、URL: <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/> (2013年5月30日最終アクセス)。
- 難民事業本部（RHQ）「事業」2008年、URL: <http://www.rhq.gr.jp/japanese/profile/business.htm> (2013年5月11日最終アクセス)。
- 西海真樹「韓国人元日本軍属による補償請求」『国際法判例百選』2001年。
- 小畠郁「規約の実施義務」、「社会権享有についての差別禁止」薬師寺公夫・小畠郁・村上正直・坂元茂樹『国際人権法』日本評論社、2006年。
- Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR). 1990. *The Nature of States Parties Obligations (Art. 2, par.1): CESCR General Comment 3*.
- Pobjoy, Jason. 2010. 'Treating Like Alike: the Principle of Non-discrimination as a Tool to Mandate the Equal Treatment of Refugees and Beneficiaries of Complementary Protection'. *Melbourne University Law Review* 34(1): 181-228.
- 岐恵丰訳「『経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見」『青山法学論集』第38巻1号、1996年。
- 岐恵丰「社会保障と平等権—塙見事件」『国際法判例百選〔第2版〕』有斐閣、2011年。
- 高辻正巳・吉国一郎・角田礼次郎・茂串俊・味村治・工藤敦夫・大出峻郎・大森政輔編『法令用語辞典〔第7次改訂版〕』学陽書店、1996年。
- 戸波江二・北村泰三・立石真公子・小畠郁・江島晶子編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、2008年。

UNHCR. 2011. *Practical Issues in Japan*, CDR-HSF Special Summer School 2011: The Rights of Refugees under International Law, 29 September 2011.

UN Human Rights Committee (HRC). 1989. *CCPR General Comment No.18: Non-discrimination*, 10 November 1989. Accessed 14 June 2013. Available at <http://www.refworld.org/docid/453883fa8.html>.

全国難民弁護団連絡会議「全難連とは」2010a年、URL: http://www.jlnr.jp/about_us.html（2013年7月12日最終アクセス）。

全国難民弁護団連絡会議「申入れ」2010b年、URL: http://www.jlnr.jp/statements/20100405_mhlw.html（2013年6月14日最終アクセス）。

1. 日本国内の判例

大阪地判平成7年10月11日判例集未登載（平成3年（ウ）7号）。

大阪高判平成18年11月15日判例集未登載（平成17年（ネ）1986号）。

福岡高判平成23年11月15日判例集未登載（平成22年（コ）38号）。

最一小判平成元年3月2日判時1363号68頁。

2. 国外の判例等

ヨーロッパ人権裁判所（European Court of Human Rights）

Belgian Linguistic Case (Judgment) App No. 1474/62; 1677/62; 1691/62; 1769/63; 1994/63; 2126/64 (23 July 1968).

Niedzwiecki v. Germany (Judgment) App No. 58453/00 (25 October 2005).

Okpisz v. Germany (Judgment) App No. 59140/00 (25 October 2005).

規約人権委員会（Human Rights Committee）

Broeks v. The Netherlands, Comm No. 172/1984, U.N. Doc. CCPR/C/29/D/172/1984 (9 April 1987).

